

戸田市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 3 日

戸田市長 菅 原文 仁

戸田市規則第 4 7 号

戸田市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

戸田市国民健康保険税条例施行規則（昭和 4 3 年規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 3 号を削り、同条第 1 4 号中「第 1 3 号様式」を「第 1 2 号様式」に改め、同号を同条第 1 3 号とし、同条第 1 5 号中「第 1 4 号様式」を「第 1 3 号様式」に改め、同号を同条第 1 4 号とし、同条第 1 6 号中「第 1 5 号様式」を「第 1 4 号様式」に改め、同号を同条第 1 5 号とし、同条第 1 7 号中「第 1 6 号様式」を「第 1 5 号様式」に改め、同号を同条第 1 6 号とする。

第 2 号様式から第 1 1 号様式までを別記のように改める。

第 1 2 号様式を削り、第 1 3 号様式を第 1 2 号様式とし、第 1 4 号様式から第 1 6 号様式までを 1 様式ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に印刷されている改正前の戸田市国民健康保険税条例施行規則第 1 3 号様式、第 1 4 号様式及び第 1 6 号様式は、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

(表)

年度 国民健康保険税納税通知書 兼 変更通知書

お問い合わせ番号		
口座種別	口座番号	被保険者番号
金融機関名		

年 月 日

埼玉県戸田市長 氏 名 印

国民健康保険税の算出内訳 兼 変更通知

(単位：円)

※区分の右側に「*」が表示されている場合、記載されている軽減割合と、異なる軽減期間が存在します。

							お問い合わせ番号		
	医療分(変更前)	後期分(変更前)	介護分(変更前)	子育て分(変更前)	医療分(変更後)	後期分(変更後)	介護分(変更後)	子育て分(変更後)	
軽減判定総所得		医療分参照		医療分参照		医療分参照		医療分参照	
所得割基礎額		医療分参照		医療分参照		医療分参照		医療分参照	
税率	%	%	%	%	%	%	%	%	
A 所得割額									
均等割基礎額	円	円	円	円	円	円	円	円	
B 均等割額									
① = A + B									
軽減額	区分	医療分参照				医療分参照			
	C 均等割額								
D 限度超過額									
② = ① - C - D 算出額									
E 減免額									
F 月割減額等									
G 離職賦課減額等									
③ = ② - E + F 賦課額									
変更の理由									

※本算定および新規加入の場合は、変更前はありませんのでゼロ円または空欄となります。

被保險者別加入月一覽

お問い合わせ番号

[illegible]

※ *印が示されている月が課税対象となります。

F印が示されている月は均等割、所得割の旧被扶養者減免対象月となります。

R印が示されている月は離職軽減対象月となります。

f 印が示されている月は所得割の旧被扶養者減免対象月となります。

氏名の右隣には被保険者が未就学時の場合「未就学」、18歳未満の時「18未」が印字されます。

国民健康保険税の期別税額

(単位:円)

医 療 分		後 期 分	介 護 分	子 育 て 分	合 計		お問い合わせ番号	
							被 保 険 者 番 号	
期 別 (月 別)		納 期 限		変 更 前	変 更 後	納 付 済 額		差 引 納 付 額
普 通 徴 収								
特 別 徴 収	4 月							
	6 月							
	8 月							
	10 月							
	12 月							
	2 月							

※本算定および新規加入の場合は、変更前はありませんのでゼロ円または空欄となります。
※本通知書で納付していただく金額は、普通徴収欄の差引納付額です。

※事務処理の都合上、直近で納めていただいた保険税が納付済額に反映されていない場合があります。

国民健康保険税個人明細書

(単位：円)

	所得割基礎額 (A)	医療分	所得割額	(A) × %	均等割額	円	合計税額 (所得割額 + 均等割額)
		後期分		(A) × %		円	
		介護分		(A) × %		円	
		子育て分		(A) × %		円	
被保険者氏名	所得割基礎額	区分	所得割額 ①	均等割額 ②	合計税額 ① + ②		
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					

※合計税額は、国民健康保険税の期別税額(4ページ)の合計額とは端数処理の関係で一致しない場合があります。

国民健康保険税個人明細書

(単位：円)

	所得割基礎額 (A)	医療分	所得割額	(A) × %	均等割額	円	合計税額 (所得割額 + 均等割額)
		後期分		(A) × %		円	
		介護分		(A) × %		円	
		子育て分		(A) × %		円	
被保険者氏名	所得割基礎額	区分	所得割額 ①		均等割額 ②		合計税額 ① + ②
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					

※合計税額は、国民健康保険税の期別税額(4ページ)の合計額とは端数処理の関係で一致しない場合があります。

国民健康保険税個人明細書

(単位：円)

	所得割基礎額 (A)	医療分	所得割額	(A) × %	均等割額	円	合計税額 (所得割額 + 均等割額)
		後期分		(A) × %		円	
		介護分		(A) × %		円	
		子育て分		(A) × %		円	
被保険者氏名	所得割基礎額	区分	所得割額 ①		均等割額 ②		合計税額 ① + ②
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					

※合計税額は、国民健康保険税の期別税額(4ページ)の合計額とは端数処理の関係で一致しない場合があります。

埼玉県戸田市
年度第1期 国民健康保険税納付済通知書

公

通常払込料金
加入者負担

加入者名	戸田市会計管理者			口座記号番号				合計金額	円		
収納機関番号	11224	納付番号				確認番号		納付区分			
税目					年度 年度 課税分	通知書番号					
納期限	年 月 日										



コンビニ収納用											領 収 日 付 印		
お問い合わせ番												(埼玉県戸田市・コンビニ本部控)	
納税者氏名													
税 額										合 計 金 額	円		
(ご注意)バーコードの印字がないものはコンビニエンスストアでは納付できません。													
延滞金										円			

通常払込料金
加入者負担

埼玉県戸田市 年度第1期
国民健康保険税
原符兼払込金受領証

公

加入者名	戸田市会計管理者	
口座記号番号		
納 付 番 号		
お問い合わせ番号		
税 額	円	
延 滞 金	円	
合 計 金 額	円	
納 期 限	年 月 日	
税目等		
納税者氏名		
主 管 所 名		
領 収 日 付 印		
埼玉県戸田市		
電話 048(441)1800(代)		

切り取らないでお出しください。

(金融機関・コンビニ店舗控)
この受領証は大切に保管してください。

埼玉24 112241

埼玉県戸田市
年度第1期
国民健康保険税領収証書
納税者氏名

お問い合わせ番号			
税目等			
税 額 円			
延滞金 円			
合計金額 円			

上記のとおり受領しました。

領 収 日 付 印
1

収入印紙不要 (お客様控)
埼玉24 112241

ゆうちょ銀行(郵便局)又は、ＡＴＭでお支払いの場合は左側の２枚だけをお出しください。

埼玉県戸田市
年度第2期 国民健康保険税納付済通知書

公

通常払込料金
加入者負担

加入者名	戸田市会計管理者			口座記号番号				合計金額	円		
収納機関番号	11224	納付番号				確認番号		納付区分			
税目					年度 年度 課税分	通知書番号					
納期限	年 月 日										



コンビニ 収納用									領 収 日 付 印		
お問い合わせ番											
納税者氏名											
税 額						合 計 金 額	円				
(ご注意)バーコードの印字がないものはコンビニエンスストアでは納付できません。										(埼玉県戸田市・コンビニ本部控)	
延滞金								円			

通常払込料金
加入者負担

埼玉県戸田市 年度第2期
国民健康保険税
原符兼払込金受領証

公

加入者名	戸田市会計管理者	
口座記号番号		
納 付 番 号		
お問い合わせ番		
税 額	円	
延 滞 金	円	
合 計 金 額	円	
納 期 限	年 月 日	
税目等		
納税者氏名		
主 管 所 名		
領 収 日 付 印		
埼玉県戸田市		
電話 048(441)1800(代)		

切り取らないでお出しください。

(金融機関・コンビニ店舗控)
この受領証は大切に保管してください。

埼玉24 112241

埼玉県戸田市
年度第2期
国民健康保険税領収証書
納税者氏名

お問い合わせ番号		
税目等		
税 額 円		
延滞金 円		
合計金額 円		

上記のとおり受領しました。

領 収 日 付 印
2

収入印紙不要 (お客様控)
埼玉24 112241

ゆうちょ銀行(郵便局)又は、ＡＴＭでお支払いの場合は左側の２枚だけをお出しください。

埼玉県戸田市
年度第3期 国民健康保険税納付済通知書

公

通常払込料金
加入者負担

加入者名	戸田市会計管理者			口座記号番号				合計金額	円		
収納機関番号	11224	納付番号				確認番号		納付区分			
税目					年度 年度 課税分	通知書番号					
納期限	年 月 日										



コンビニ 収納用											領 収 日 付 印								
	お問い合わせ番																		
	納税者氏名																		
税 額										合 計 金 額	円	(埼玉県戸田市・コンビニ本部控)							
(ご注意)バーコードの印字がないものはコンビニエンスストアでは納付できません。																			
延滞金																			円

通常払込料金
加入者負担

埼玉県戸田市 年度第3期
国民健康保険税
原符兼払込金受領証

公

加入者名	戸田市会計管理者	
口座記号番号		
納 付 番 号		
お問い合わせ番		
税 額	円	
延 滞 金	円	
合 計 金 額	円	
納 期 限	年 月 日	
税目等		
納税者氏名		
主 管 所 名		
埼玉県戸田市		
電話 048(441)1800(代)		

切り取らないでお出しください。

(金融機関・コンビニ店舗控)
この受領証は大切に保管してください。

埼玉24 112241

埼玉県戸田市
年度第3期
国民健康保険税領収証書
納税者氏名

お問い合わせ番号			
税目等			
税 額 円			
延滞金 円			
合計金額 円			

上記のとおり受領しました。

領 収 日 付 印
3

収入印紙不要 (お客様控)
埼玉24 112241

ゆうちょ銀行(郵便局)又は、ＡＴＭでお支払いの場合は左側の２枚だけをお出しください。

埼玉県戸田市
年度第4期 国民健康保険税納付済通知書

公

通常払込料金
加入者負担

加入者名	戸田市会計管理者			口座記号番号				合計金額	円		
収納機関番号	11224	納付番号				確認番号		納付区分			
税目					年度 年度 課税分	通知書番号					
納期限	年 月 日										



コンビニ収納用											領 収 日 付 印		
お問い合わせ番												(埼玉県戸田市・コンビニ本部控)	
納税者氏名													
税 額										合 計 金 額	円		
(ご注意)バーコードの印字がないものはコンビニエンスストアでは納付できません。													
延滞金													円

通常払込料金
加入者負担

埼玉県戸田市 年度第4期
国民健康保険税
原符兼払込金受領証

公

加入者名	戸田市会計管理者	
口座記号番号		
納 付 番 号		
お問い合わせ番		
税 額	円	
延 滞 金	円	
合 計 金 額	円	
納 期 限	年 月 日	
税目等		
納税者氏名		
主 管 所 名		
領 収 日 付 印		
埼玉県戸田市		
電話 048(441)1800(代)		

切り取らないでお出しください。

埼玉24 112241

(金融機関・コンビニ店舗控)
この受領証は大切に保管してください。

埼玉県戸田市
年度第4期
国民健康保険税領収証書
納税者氏名

お問い合わせ番号			
税目等			
税 額 円			
延滞金 円			
合計金額 円			

上記のとおり受領しました。

領 収 日 付 印
4

収入印紙不要 (お客様控)
埼玉24 112241

ゆうちょ銀行(郵便局)又は、ＡＴＭでお支払いの場合は左側の２枚だけをお出しください。

埼玉県戸田市
年度第5期 国民健康保険税納付済通知書

公

通常払込料金
加入者負担

加入者名	戸田市会計管理者			口座記号番号				合計金額	円		
収納機関番号	11224	納付番号				確認番号		納付区分			
税目					年度 年度 課税分	通知書番号					
納期限	年 月 日										



コンビニ収納用											領 収 日 付 印								
	お問い合わせ番																		
	納税者氏名																		
税 額										合 計 金 額	円								
(ご注意)バーコードの印字がないものはコンビニエンスストアでは納付できません。												(埼玉県戸田市・コンビニ本部控)							
延滞金																			円

通常払込料金
加入者負担

埼玉県戸田市 年度第5期
国民健康保険税
原符兼払込金受領証

公

加入者名	戸田市会計管理者	
口座記号番号		
納 付 番 号		
お問い合わせ番		
税 額	円	
延 滞 金	円	
合 計 金 額	円	
納 期 限	年 月 日	
税目等		
納税者氏名		
主 管 所 名	領 収 日 付 印	
埼玉県戸田市 電話 048(441)1800(代)		

切り取らないでお出しください。

(金融機関・コンビニ店舗控)
この受領証は大切に保管してください。

埼玉24 112241

埼玉県戸田市
年度第5期
国民健康保険税領収証書
納税者氏名

お問い合わせ番号			
税目等			
税 額 円			
延滞金 円			
合計金額 円			

上記のとおり受領しました。

領 収 日 付 印
5

収入印紙不要 (お客様控)
埼玉24 112241

ゆうちょ銀行(郵便局)又は、ＡＴＭでお支払いの場合は左側の２枚だけをお出しください。

埼玉県戸田市
年度第6期 国民健康保険税納付済通知書

公

通常払込料金
加入者負担

加入者名	戸田市会計管理者			口座記号番号				合計金額	円		
収納機関番号	11224	納付番号				確認番号		納付区分			
税目				年度 年度 課税分	通知書番号						
納期限	年 月 日										



コンビニ 収納用											領 収 日 付 印		
	お問い合わせ番												
	納税者氏名												
税 額										合 計 金 額	円		
(ご注意)バーコードの印字がないものはコンビニエンスストアでは納付できません。												(埼玉県戸田市・コンビニ本部控)	
延滞金													
										円			

通常払込料金
加入者負担

埼玉県戸田市 年度第6期
国民健康保険税
原符兼払込金受領証

公

加入者名	戸田市会計管理者	
口座記号番号		
納 付 番 号		
お問い合わせ番		
税 額	円	
延 滞 金	円	
合 計 金 額	円	
納 期 限	年 月 日	
税目等		
納税者氏名		
主 管 所 名		
領 収 日 付 印		
埼玉県戸田市		
電話 048(441)1800(代)		

切り取らないでお出しください。

埼玉県24 112241

(金融機関・コンビニ店舗控)
この受領証は大切に保管してください。

埼玉県戸田市
年度第6期
国民健康保険税領収証書
納税者氏名

お問い合わせ番号

税目等

税 額 円

延滞金 円

合計金額 円

上記のとおり受領しました。

領 収 日 付 印

6

収入印紙不要 (お客様控)
埼玉県24 112241

ゆうちょ銀行(郵便局)又は、ＡＴＭでお支払いの場合は左側の２枚だけをお出しください。

埼玉県戸田市
年度第7期 国民健康保険税納付済通知書

公

通常払込料金
加入者負担

加入者名	戸田市会計管理者			口座記号番号				合計金額	円		
収納機関番号	11224	納付番号				確認番号		納付区分			
税目					年度	年度 課税分	通知書番号				
納期限	年 月 日										



コンビニ収納用								領 収 日 付 印	
お問い合わせ番									
納税者氏名									
税 額					合 計 金 額	円			
(ご注意)バーコードの印字がないものはコンビニエンスストアでは納付できません。									
延滞金							円		

通常払込料金
加入者負担

埼玉県戸田市 年度第7期
国民健康保険税
原符兼払込金受領証

公

加入者名	戸田市会計管理者	
口座記号番号		
納 付 番 号		
お問い合わせ番号		
税 額	円	
延 滞 金	円	
合 計 金 額	円	
納 期 限	年 月 日	
税目等		
納税者氏名		
主 管 所 名		
領 収 日 付 印		
埼玉県戸田市		
電話 048(441)1800(代)		

切り取らないでお出しください。

埼玉24

112241

(金融機関・コンビニ店舗控)

この受領証は大切に保管してください。

埼玉県戸田市
年度第7期
国民健康保険税領収証書
納税者氏名

お問い合わせ番号

税目等

税 額 円

延滞金 円

合計金額 円

上記のとおり受領しました。

領 収 日 付 印

7

収入印紙不要 (お客様控)

埼玉24

112241

ゆうちょ銀行(郵便局)又は、ＡＴＭでお支払いの場合は左側の２枚だけをお出しください。

埼玉県戸田市
年度第8期 国民健康保険税納付済通知書

公

通常払込料金
加入者負担

加入者名	戸田市会計管理者			口座記号番号				合計金額	円		
収納機関番号	11224	納付番号				確認番号		納付区分			
税目					年度 年度 課税分	通知書番号					
納期限	年 月 日										



コンビニ収納用											領 収 日 付 印		
お問い合わせ番												(埼玉県戸田市・コンビニ本部控)	
納税者氏名													
税 額										合 計 金 額	円		
(ご注意)バーコードの印字がないものはコンビニエンスストアでは納付できません。													
延滞金										円			

通常払込料金
加入者負担

埼玉県戸田市 年度第8期
国民健康保険税
原符兼払込金受領証

公

加入者名	戸田市会計管理者	
口座記号番号		
納 付 番 号		
お問い合わせ番号		
税 額	円	
延 滞 金	円	
合 計 金 額	円	
納 期 限	年 月 日	
税目等		
納税者氏名		
主 管 所 名		
領 収 日 付 印		
埼玉県戸田市		
電話 048(441)1800(代)		

切り取らないでお出しください。

(金融機関・コンビニ店舗控)
この受領証は大切に保管してください。

埼玉24 112241

埼玉県戸田市
年度第8期
国民健康保険税領収証書
納税者氏名

お問い合わせ番号			
税目等			
税 額 円			
延滞金 円			
合計金額 円			

上記のとおり受領しました。

領 収 日 付 印
8

収入印紙不要 (お客様控)
埼玉24 112241

ゆうちょ銀行(郵便局)又は、ＡＴＭでお支払いの場合は左側の２枚だけをお出しください。

国 民 健 康 保 険 税 に つ い て

1 課税根拠・納税義務者

国民健康保険税は、地方税法及び戸田市国民健康保険税条例の定めるところにより、国民健康保険の被保険者である世帯主及び国民健康保険の被保険者でない世帯主であっても、その世帯内に国民健康保険の被保険者がいる場合は、その世帯主(擬制世帯主)が納税義務者として、課税されます。

○ 賦課期日

当該年4月1日(賦課期日後において納税義務が発生又は消滅した時は月割によって課税されます。)

2 算定方法

国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援金等分、介護分及び子ども・子育て支援金分の合計額により算定されます。

○ 医療分・後期高齢者支援金等分

① 所得割額

前年中の総所得金額等から、地方税法第314条の2第2項(基礎控除額43万円※1)を控除した後の金額に国民健康保険税の算出内訳に記載の割合を乗じた金額

② 均等割額

被保険者1人あたり、国民健康保険税の算出内訳に記載の金額

3 低所得者軽減

総所得金額等が以下の金額を超えない世帯の場合、次のとおり均等割額を減額します。ただし、65歳以上の公的年金等の受給者については課税対象となる公的年金に係る所得から 万円を控除して軽減の判定をします。

軽減割合	軽減判定所得(前年の世帯総所得金額等)
7割	基礎控除額 万円+(10万円×(給与所得者等(※1)の数-1))
5割	基礎控除額 万円+(万円×被保険者数(※2))+(10万円×(給与所得者等(※1)の数-1))
2割	基礎控除額 万円+(万円×被保険者数(※2))+(10万円×(給与所得者等(※1)の数-1))

※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者

※2 特定同一世帯所属者を含む。

4 未就学児均等割軽減

世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(「未就学児」という。)がいる場合において、当該年度分の保険税に係る均等割額(3の低所得者軽減が適用された場合は、軽減後の均等割額)に10分の5を乗じて得た額を減額します。

○ 介護分(40歳～64歳の方のみ)

① 所得割額

前年中の総所得金額等から、地方税法第314条の2第2項(基礎控除額43万円※1)を控除した後の金額に国民健康保険税の算出内訳に記載の割合を乗じた金額

② 均等割額

被保険者1人あたり、国民健康保険税の算出内訳に記載の金額

※年度の途中で40歳になる場合は、年税額を月割したものが後から追加になります。

○ 子ども・子育て支援金分

① 所得割額

前年中の総所得金額等から、地方税法第314条の2第2項(基礎控除額43万円※1)を控除した後の金額に国民健康保険税の算出内訳に記載の割合を乗じた金額

② 均等割額

18歳以上の被保険者1人あたり、 円

(被保険者均等割額 円と18歳以上被保険者均等割額 円の合計額)

※1…前年の総所得金額等が2,400万円以上の場合はこの限りではありません

5 減免

災害等により当該年度の所得が皆無となり生活が著しく困難となった場合その他特別の事由がある場合は、条例で定める期日までにその事由を証明する書類を添えて減免を申請することができます。

6 延滞金

納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年 % (納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年 %)の割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年 %の割合を加算した割合(延滞金特例基準割合)が年 %の割合に満たない場合には、その年中においては、年 %の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 %の割合を加算した割合とし、年 %の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 %の割合を加算した割合(当該加算した割合が年 %の割合を超える場合には、年 %の割合)とします。)を乗じて計算した金額

上記の金額を延滞金として納めていただきます。

7 審査請求

この納税通知書に記載された事項について、不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算し3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

8 年度の途中で税額が変更になる場合

(1) 所得や加入者数に変更があった場合

年度の途中で所得金額が変更になったり、加入者の数が変わったときなどは、国民健康保険税を再計算することになります。

(2) 年度の途中で国民健康保険に加入したり、やめた場合

①途中で加入…加入した月分から月割で計算します。

②途中でやめる…やめた月の前月分までを月割で計算します。

(3) 他の市区町村から転入した場合

戸田市に転入して、国民健康保険に加入した人については、国民健康保険税を算定する基礎となる前年の所得額がわからないため、前住所地に問い合わせることになります。したがって、所得額がわかった後に税額が追加になることがあります。

(4) 加入の届出が遅れた場合

国民健康保険の資格は届出日ではなく、資格の取得日を基準に計算します。

たとえば、9月に国民健康保険の加入資格が発生し、12月に届け出た場合、9月分までさかのぼって国民健康保険税を納めることになります。

(5) 所得の申告が遅れた場合

所得の申告が遅れた場合は、所得をもとに国民健康保険税の再計算を行なうため、税額が追加になることがあります。

所得の申告は、お早めに済ませるようご協力ください。

(表)

年度 国民健康保険税納税通知書 兼 変更通知書
(年度分)

お 問 い 合 わ せ 番 号		
口座種別	口 座 番 号	被 保 険 者 番 号
金 融 機 関 名		

年 月 日

埼玉県戸田市長 氏 名 印

国民健康保険税の算出内訳 兼 変更通知

(単位：円)

※区分の右側に「*」が表示されている場合、記載されている軽減割合と、異なる軽減期間が存在します。

							お問い合わせ番号	
	医療分(変更前)	後期分(変更前)	介護分(変更前)	子育て分(変更前)	医療分(変更後)	後期分(変更後)	介護分(変更後)	子育て分(変更後)
軽減判定総所得		医療分参照		医療分参照		医療分参照		医療分参照
所得割基礎額		医療分参照		医療分参照		医療分参照		医療分参照
税率	%	%	%	%	%	%	%	%
A 所得割額								
均等割基礎額	円	円	円	円	円	円	円	円
B 均等割額								
① = A + B								
軽減額	区分	医療分参照				医療分参照		
	C 均等割額							
D 限度超過額								
② = ① - C - D 算出額								
E 減免額								
F 月割減額等								
G 離職賦課減額等								
③ = ② - E + F 賦課額								
変更の理由								

※本算定および新規加入の場合は、変更前はありませんのでゼロ円または空欄となります。

被保險者別加入月一覽

お問い合わせ番号

[illegible]

※ *印が示されている月が課税対象となります。

F印が示されている月は均等割、所得割の旧被扶養者減免対象月となります。

R印が示されている月は離職軽減対象月となります。

f 印が示されている月は所得割の旧被扶養者減免対象月となります。

氏名の右隣には被保険者が未就学時の場合「未就学」、18歳未満の時「18未」が印字されます。

国民健康保険税の期別税額

(単位:円)

医 療 分		後 期 分	介 護 分	子 育 て 分	合 計		お問い合わせ番号	
							被 保 険 者 番 号	
期 別 (月 別)		納 期 限		変 更 前	変 更 後	納 付 済 額		差 引 納 付 額
普 通 徴 収								
特 別 徴 収	4 月							
	6 月							
	8 月							
	10 月							
	12 月							
	2 月							

※本算定および新規加入の場合は、変更前はありませんのでゼロ円または空欄となります。
※本通知書で納付していただく金額は、普通徴収欄の差引納付額です。

※事務処理の都合上、直近で納めていただいた保険税が納付済額に反映されていない場合があります。

国民健康保険税個人明細書

(単位：円)

	所得割基礎額 (A)	医療分	所得割額	(A) × %	均等割額	円	合計税額 (所得割額 + 均等割額)
		後期分		(A) × %		円	
		介護分		(A) × %		円	
		子育て分		(A) × %		円	
被保険者氏名	所得割基礎額	区分	所得割額 ①		均等割額 ②		合計税額 ① + ②
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					

※合計税額は、国民健康保険税の期別税額(4ページ)の合計額とは端数処理の関係で一致しない場合があります。

国民健康保険税個人明細書

(単位：円)

	所得割基礎額 (A)	医療分	所得割額	(A) × %	均等割額	円	合計税額 (所得割額 + 均等割額)
		後期分		(A) × %		円	
		介護分		(A) × %		円	
		子育て分		(A) × %		円	
被保険者氏名	所得割基礎額	区分	所得割額 ①		均等割額 ②		合計税額 ① + ②
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					

※合計税額は、国民健康保険税の期別税額(4ページ)の合計額とは端数処理の関係で一致しない場合があります。

国民健康保険税個人明細書

(単位：円)

	所得割基礎額 (A)	医療分	所得割額	(A) × %	均等割額	円	合計税額 (所得割額 + 均等割額)
		後期分		(A) × %		円	
		介護分		(A) × %		円	
		子育て分		(A) × %		円	
被保険者氏名	所得割基礎額	区分	所得割額 ①		均等割額 ②		合計税額 ① + ②
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					

※合計税額は、国民健康保険税の期別税額(4ページ)の合計額とは端数処理の関係で一致しない場合があります。

■国民健康保険税の税率等

国民健康保険税は、医療分・後期分・介護分・子育て分をそれぞれの対象者ごとに下記に記載した2項目によって算出し、この合計額を各世帯で負担していただきます。介護分をお支払いいただくのは、国民健康保険に加入している40歳から64歳までの方です。(40歳の誕生月から65歳の誕生月前月までの間)

区 分	医 療 分	後 期 分	介 護 分	子 育 て 分	内 容
所 得 割	%	%	%	%	前年中の総所得金額等に対する保険税額
均 等 割	円	円	円	円	一人当たりにかかる保険税額 ※カッコ内は18歳以上にかかる均等割額

■国民健康保険税の限度額

区 分	医 療 分	後 期 分	介 護 分	子 育 て 分
限 度 額	円	円	円	円

埼玉県戸田市

国民健康保険税納付済通知書

公

通常払込料金
加入者負担

加入者名	戸田市会計管理者			口座記号番号				合計金額				円
収納機関番号	11224		納付番号				確認番号			納付区分		
税目				年度	年度 課税分	通知書番号						
納期限												

▼▼▼▼▼▼▼▼

コンビニ収納用											領 収 日 付 印			
	お問い合わせ番													
	納税者氏名													
税 額									合 計 金 額				円	
(ご注意)バーコードの印字がないものはコンビニエンスストアでは納付できません。													(埼玉県戸田市・コンビニ本部控)	
延滞金													円	

通常払込料金
加入者負担

埼玉県戸田市
国民健康保険税
原符兼払込金受領証

公

加入者名	戸田市会計管理者		
口座記号番号			
納 付 番 号			
お問い合わせ番号			
税 額	円		
延 滞 金	円		
合 計 金 額	円		
納 期 限			
税目等			
納税者氏名			
主 管 所 名	領 収 日 付 印		
埼玉県戸田市			
電話 048(441)1800(代)			
(金融機関・コンビニ店舗控)			

埼玉県戸田市
国民健康保険税領収証書
納税者氏名

お問い合わせ番号

税目等

税 額 円

延滞金 円

合計金額 円

上記のとおり受領しました。

領 収 日 付 印

収入印紙不要 (お客様控)

埼玉県戸田市

24 112241

切り取らないでお出しください。

ゆうちょ銀行(郵便局)又は、ＡＴＭでお支払いの場合は左側の２枚だけをお出しくたさい。

埼玉県24

112241

この受領証は大切に保管してください。

埼玉県24

112241

国 民 健 康 保 険 税 に つ い て

1 課税根拠・納税義務者

国民健康保険税は、地方税法及び戸田市国民健康保険税条例の定めるところにより、国民健康保険の被保険者である世帯主及び国民健康保険の被保険者でない世帯主であっても、その世帯内に国民健康保険の被保険者がいる場合は、その世帯主(擬制世帯主)が納税義務者として、課税されます。

○ 賦課期日

当該年4月1日(賦課期日後において納税義務が発生又は消滅した時は月割によって課税されます。)

2 算定方法

国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援金等分、介護分及び子ども・子育て支援金分の合計額により算定されます。

○ 医療分・後期高齢者支援金等分

① 所得割額

前年中の総所得金額等から、地方税法第314条の2第2項(基礎控除額43万円※1)を控除した後の金額に国民健康保険税の税率等に記載の割合を乗じた金額

② 均等割額

被保険者1人あたり、国民健康保険税の税率等に記載の金額

3 低所得者軽減

総所得金額等が以下の金額を超えない世帯の場合、次のとおり均等割額を減額します。ただし、65歳以上の公的年金等の受給者については課税対象となる公的年金に係る所得から 万円を控除して軽減の判定をします。

軽減割合	軽減判定所得(前年の世帯総所得金額等)
7割	基礎控除額 万円+(10万円×(給与所得者等(※1)の数-1))
5割	基礎控除額 万円+(万円(※3)×被保険者数(※2))+(10万円×(給与所得者等(※1)の数-1))
2割	基礎控除額 万円+(万円(※3)×被保険者数(※2))+(10万円×(給与所得者等(※1)の数-1))

ただし、令和2年度以前については、次のとおりとなります。

軽減割合	軽減判定所得(前年の世帯総所得金額等)
7割	基礎控除額 万円
5割	基礎控除額 万円+(万円(※4)×被保険者数(※2))
2割	基礎控除額 万円+(万円(※4)×被保険者数(※2))

※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者

※2 特定同一世帯所属者を含む。

※3の金額については次のとおり読み替えてください。

年度は5割	万円、2割	万円
年度は5割	万円、2割	万円
年度は5割	万円、2割	万円
年度は5割	万円、2割	万円

※4の金額については次のとおり読み替えてください。

年度は5割	万円、2割	万円
-------	-------	----

○ 介護分(40歳～64歳の方のみ)

① 所得割額

前年中の総所得金額等から、地方税法第314条の2第2項(基礎控除額43万円※1)を控除した後の金額に国民健康保険税の税率等に記載の割合を乗じた金額

② 均等割額

被保険者1人あたり、国民健康保険税の税率等に記載の金額

※年度の途中で40歳になる場合は、年税額を月割したものが後から追加になります。

○ 子ども・子育て支援金分

① 所得割額

前年中の総所得金額等から、地方税法第314条の2第2項(基礎控除額43万円※1)を控除した後の金額に国民健康保険税の税率等に記載の割合を乗じた金額

② 均等割額

18歳以上の被保険者1人あたり、国民健康保険税の税率等に記載の金額

※1…前年の総所得金額等が2,400万円以上の場合はこの限りではありません。

4 未就学児均等割軽減(令和4年度以降の国民健康保険税のみ)

世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(「未就学児」という。)がいる場合において、当該年度分の保険税に係る均等割額(3の低所得者軽減が適用された場合は、軽減後の均等割額)に10分の5を乗じて得た額を減額します。

5 減免

災害等により当該年度の所得が皆無となり生活が著しく困難となった場合その他特別の事由がある場合は、条例で定める期日までにその事由を証明する書類を添えて減免を申請することができます。

6 延滞金

納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年 % (納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年 %)の割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年 %の割合を加算した割合(延滞金特例基準割合)が年 %の割合に満たない場合には、その年中においては、年 %の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年 %の割合を加算した割合とし、年 %の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年 %の割合を加算した割合(当該加算した割合が年 %の割合を超える場合には、年 %の割合)とします。)を乗じて計算した金額

上記の金額を延滞金として納めていただきます。

7 審査請求

この納税通知書に記載された事項について、不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算し3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

8 年度の途中で税額が変更になる場合

(1) 所得や加入者数に変更があった場合

年度の途中で所得金額が変更になったり、加入者の数が変わったときなどは、国民健康保険税を再計算することになります。

(2) 年度の途中で国民健康保険に加入したり、やめた場合

①途中で加入…加入した月分から月割で計算します。

②途中でやめる…やめた月の前月分までを月割で計算します。

(3) 他の市区町村から転入した場合

戸田市に転入して、国民健康保険に加入した人については、国民健康保険税を算定する基礎となる前年の所得額がわからないため、前住所地に問い合わせることになります。したがって、所得額がわかった後に税額が追加になることがあります。

(4) 加入の届出が遅れた場合

国民健康保険の資格は届出日ではなく、資格の取得日を基準に計算します。

たとえば、9月に国民健康保険の加入資格が発生し、12月に届け出た場合、9月分までさかのぼって国民健康保険税を納めることになります。

(5) 所得の申告が遅れた場合

所得の申告が遅れた場合は、所得をもとに国民健康保険税の再計算を行なうため、国民健康保険税額が追加になることがあります。

所得の申告は、お早めに済ませるようご協力ください。

(表)

年度 国民健康保険税納税通知書 兼 変更通知書(口座振替用)

お 問 い 合 わ せ 番 号		
口座種別	口 座 番 号	被 保 険 者 番 号
金 融 機 関 名		

年 月 日

埼玉県戸田市長 氏 名 印

国民健康保険税の算出内訳 兼 変更通知

(単位：円)

※区分の右側に「*」が表示されている場合、記載されている軽減割合と、異なる軽減期間が存在します。

							お問い合わせ番号	
	医療分(変更前)	後期分(変更前)	介護分(変更前)	子育て分(変更前)	医療分(変更後)	後期分(変更後)	介護分(変更後)	子育て分(変更後)
軽減判定総所得		医療分参照		医療分参照		医療分参照		医療分参照
所得割基礎額		医療分参照		医療分参照		医療分参照		医療分参照
税率	%	%	%	%	%	%	%	%
A 所得割額								
均等割基礎額	円	円	円	円	円	円	円	円
B 均等割額								
① = A + B								
軽減額	区分	医療分参照				医療分参照		
	C 均等割額							
D 限度超過額								
② = ① - C - D 算出額								
E 減免額								
F 月割減額等								
G 離職賦課減額等								
③ = ② - E + F 賦課額								
変更の理由								

※本算定および新規加入の場合は、変更前はありませんのでゼロ円または空欄となります。

被保險者別加入月一覽

お問い合わせ番号

[illegible]

※ *印が示されている月が課税対象となります。

R印が示されている月は離職軽減対象月となります。

氏名の右隣には被保険者が未就学時の場合「未就学」、18歳未満の時「18未」が印字されます。

F印が示されている月は均等割、所得割の旧被扶養者減免対象月となります。

f 印が示されている月は所得割の旧被扶養者減免対象月となります。

国民健康保険税の期別税額

(単位:円)

医 療 分		後 期 分	介 護 分	子 育 て 分	合 計		お問い合わせ番号	
							被 保 険 者 番 号	
期 別 (月 別)		納 期 限		変 更 前		変 更 後		納 付 済 額
普 通 徴 収								
特 別 徴 収	4 月							
	6 月							
	8 月							
	10 月							
	12 月							
	2 月							

※本算定および新規加入の場合は、変更前はありませんのでゼロ円または空欄となります。
※本通知書で納付していただく金額は、普通徴収欄の差引納付額です。

※事務処理の都合上、直近で納めていただいた保険税が納付済額に反映されていない場合があります。

国民健康保険税個人明細書

(単位：円)

	所得割基礎額 (A)	医療分	所得割額	(A)× %	均等割額	円	合計税額 (所得割額+均等割額)
		後期分		(A)× %		円	
		介護分		(A)× %		円	
		子育て分		(A)× %		円	
被保険者氏名	所得割基礎額	区分	所得割額 ①		均等割額 ②		合計税額 ① + ②
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					

※合計税額は、国民健康保険税の期別税額(4ページ)の合計額とは端数処理の関係で一致しない場合があります。

国民健康保険税個人明細書

(単位：円)

	所得割基礎額 (A)	医療分	所得割額	(A)× %	均等割額	円	合計税額 (所得割額+均等割額)
		後期分		(A)× %		円	
		介護分		(A)× %		円	
		子育て分		(A)× %		円	
被保険者氏名	所得割基礎額	区分	所得割額 ①		均等割額 ②		合計税額 ① + ②
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					

※合計税額は、国民健康保険税の期別税額(4ページ)の合計額とは端数処理の関係で一致しない場合があります。

国民健康保険税個人明細書

(単位：円)

	所得割基礎額 (A)	医療分	所得割額	(A)×%	均等割額	円	合計税額 (所得割額+均等割額)
		後期分		(A)×%		円	
		介護分		(A)×%		円	
		子育て分		(A)×%		円	
被保険者氏名	所得割基礎額	区分	所得割額 ①		均等割額 ②		合計税額 ① + ②
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					

※合計税額は、国民健康保険税の期別税額(4ページ)の合計額とは端数処理の関係で一致しない場合があります。

■国民健康保険税の税率等

国民健康保険税は、医療分・後期分・介護分・子育て分をそれぞれの対象者ごとに下記に記載した2項目によって算出し、この合計額を各世帯で負担していただきます。介護分をお支払いいただくのは、国民健康保険に加入している40歳から64歳までの方です。(40歳の誕生月から65歳の誕生月前月までの間)

区 分	医 療 分	後 期 分	介 護 分	子 育 て 分	内 容
所 得 割	%	%	%	%	前年中の総所得金額等に対する保険税額
均 等 割	円	円	円	円	一人当たりにかかる保険税額 ※カッコ内は18歳以上にかかる均等割額

■国民健康保険税の限度額

区 分	医 療 分	後 期 分	介 護 分	子 育 て 分
限 度 額	円	円	円	円

国 民 健 康 保 険 税 に つ い て

1 課税根拠・納税義務者

国民健康保険税は、地方税法及び戸田市国民健康保険税条例の定めるところにより、国民健康保険の被保険者である世帯主及び国民健康保険の被保険者でない世帯主であっても、その世帯内に国民健康保険の被保険者がいる場合は、その世帯主(擬制世帯主)が納税義務者として、課税されます。

○ 賦課期日

当該年4月1日(賦課期日後において納税義務が発生又は消滅した時は月割によって課税されます。)

2 算定方法

国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援金等分、介護分及び子ども・子育て支援金分の合計額により算定されます。

○ 医療分・後期高齢者支援金等分

① 所得割額

前年中の総所得金額等から、地方税法第314条の2第2項(基礎控除額43万円※1)を控除した後の金額に国民健康保険税の税率等に記載の割合を乗じた金額

② 均等割額

被保険者1人あたり、国民健康保険税の税率等に記載の金額

3 低所得者軽減

総所得金額等が以下の金額を超えない世帯の場合、次のとおり均等割額を減額します。ただし、65歳以上の公的年金等の受給者については課税対象となる公的年金に係る所得から 万円を控除して軽減の判定をします。

軽減割合	軽減判定所得(前年の世帯総所得金額等)
7割	基礎控除額 万円+(10万円×(給与所得者等(※1)の数-1))
5割	基礎控除額 万円+(万円(※3)×被保険者数(※2))+(10万円×(給与所得者等(※1)の数-1))
2割	基礎控除額 万円+(万円(※3)×被保険者数(※2))+(10万円×(給与所得者等(※1)の数-1))

ただし、令和2年度以前については、次のとおりとなります。

軽減割合	軽減判定所得(前年の世帯総所得金額等)
7割	基礎控除額 万円
5割	基礎控除額 万円+(万円(※4)×被保険者数(※2))
2割	基礎控除額 万円+(万円(※4)×被保険者数(※2))

※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者

※2 特定同一世帯所属者を含む。

※3の金額については次のとおり読み替えてください。

年度は5割	万円、2割	万円
年度は5割	万円、2割	万円
年度は5割	万円、2割	万円
年度は5割	万円、2割	万円

※4の金額については次のとおり読み替えてください。

年度は5割	万円、2割	万円
-------	-------	----

○ 介護分(40歳～64歳の方のみ)

① 所得割額

前年中の総所得金額等から、地方税法第314条の2第2項(基礎控除額43万円※1)を控除した後の金額に国民健康保険税の税率等に記載の割合を乗じた金額

② 均等割額

被保険者1人あたり、国民健康保険税の税率等に記載の金額

※年度の途中で40歳になる場合は、年税額を月割したものが後から追加になります。

○ 子ども・子育て支援金分

① 所得割額

前年中の総所得金額等から、地方税法第314条の2第2項(基礎控除額43万円※1)を控除した後の金額に国民健康保険税の税率等に記載の割合を乗じた金額

② 均等割額

18歳以上の被保険者1人あたり、国民健康保険税の税率等に記載の金額

※1…前年の総所得金額等が2,400万円以上の場合はこの限りではありません。

4 未就学児均等割軽減(令和4年度以降の国民健康保険税のみ)

世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(「未就学児」という。)がいる場合において、当該年度分の保険税に係る均等割額(3の低所得者軽減が適用された場合は、軽減後の均等割額)に10分の5を乗じて得た額を減額します。

5 減免

災害等により当該年度の所得が皆無となり生活が著しく困難となった場合その他特別の事由がある場合は、条例で定める期日までにその事由を証明する書類を添えて減免を申請することができます。

6 延滞金

納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年 % (納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年 %)の割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年 %の割合を加算した割合(延滞金特例基準割合)が年 %の割合に満たない場合には、その年中においては、年 %の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年 %の割合を加算した割合とし、年 %の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年 %の割合を加算した割合(当該加算した割合が年 %の割合を超える場合には、年 %の割合)とします。)を乗じて計算した金額

上記の金額を延滞金として納めていただきます。

7 審査請求

この納税通知書に記載された事項について、不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算し3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

8 年度の途中で税額が変更になる場合

(1) 所得や加入者数に変更があった場合

年度の途中で所得金額が変更になったり、加入者の数が変わったときなどは、国民健康保険税を再計算することになります。

(2) 年度の途中で国民健康保険に加入したり、やめた場合

①途中で加入…加入した月分から月割で計算します。

②途中でやめる…やめた月の前月分までを月割で計算します。

(3) 他の市区町村から転入した場合

戸田市に転入して、国民健康保険に加入した人については、国民健康保険税を算定する基礎となる前年の所得額がわからないため、前住所地に問い合わせることになります。したがって、所得額がわかった後に税額が追加になることがあります。

(4) 加入の届出が遅れた場合

国民健康保険の資格は届出日ではなく、資格の取得日を基準に計算します。

たとえば、9月に国民健康保険の加入資格が発生し、12月に届け出た場合、9月分までさかのぼって国民健康保険税を納めることになります。

(5) 所得の申告が遅れた場合

所得の申告が遅れた場合は、所得をもとに国民健康保険税の再計算を行なうため、国民健康保険税額が追加になることがあります。

所得の申告は、お早めに済ませるようご協力ください。

(表)

年度 国民健康保険税納税通知書 兼 減額変更通知書

お問い合わせ番号		
口座種別	口座番号	被保険者番号
金融機関名		

年 月 日

埼玉県戸田市長 氏 名 印

国民健康保険税の算出内訳 兼 変更通知

(単位：円)

※区分の右側に「*」が表示されている場合、記載されている軽減割合と、異なる軽減期間が存在します。

							お問い合わせ番号	
	医療分(変更前)	後期分(変更前)	介護分(変更前)	子育て分(変更前)	医療分(変更後)	後期分(変更後)	介護分(変更後)	子育て分(変更後)
軽減判定総所得		医療分参照		医療分参照		医療分参照		医療分参照
所得割基礎額		医療分参照		医療分参照		医療分参照		医療分参照
税率	%	%	%	%	%	%	%	%
A 所得割額								
均等割基礎額	円	円	円	円	円	円	円	円
B 均等割額								
① = A + B								
軽減額	区分	医療分参照				医療分参照		
	C 均等割額							
D 限度超過額								
② = ① - C - D 算出額								
E 減免額								
F 月割減額等								
G 離職賦課減額等								
③ = ② - E + F 賦課額								
変更の理由								

※本算定および新規加入の場合は、変更前はありませんのでゼロ円または空欄となります。

被保險者別加入月一覽

お問い合わせ番号

[illegible]

※ *印が示されている月が課税対象となります。

F印が示されている月は均等割、所得割の旧被扶養者減免対象月となります。

R印が示されている月は離職軽減対象月となります。

f 印が示されている月は所得割の旧被扶養者減免対象月となります。

氏名の右隣には被保険者が未就学時の場合「未就学」、18歳未満の時「18未」が印字されます。

国民健康保険税の期別税額

(単位:円)

医 療 分		後 期 分	介 護 分	子 育 て 分	合 計		お問い合わせ番号	
							被 保 険 者 番 号	
期 別 (月 別)		納 期 限		変 更 前	変 更 後	納 付 済 額		差 引 納 付 額
普 通 徴 収								
特 別 徴 収	4 月							
	6 月							
	8 月							
	10 月							
	12 月							
	2 月							

※本算定および新規加入の場合は、変更前はありませんのでゼロ円または空欄となります。
※本通知書で納付していただく金額は、普通徴収欄の差引納付額です。

※事務処理の都合上、直近で納めていただいた保険税が納付済額に反映されていない場合があります。

国民健康保険税個人明細書

(単位：円)

	所得割基礎額 (A)	医療分	所得割額	(A)×%	均等割額		合計税額 (所得割額+均等割額)
		後期分		(A)×%		円	
		介護分		(A)×%		円	
		子育て分		(A)×%		円	
						円	
被保険者氏名	所得割基礎額	区分	所得割額 ①		均等割額 ②		合計税額 ① + ②
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					

※合計税額は、国民健康保険税の期別税額(4ページ)の合計額とは端数処理の関係で一致しない場合があります。

国民健康保険税個人明細書

(単位：円)

	所得割基礎額 (A)	医療分	所得割額	(A)×%	均等割額		合計税額 (所得割額+均等割額)
		後期分		(A)×%		円	
		介護分		(A)×%		円	
		子育て分		(A)×%		円	
						円	
被保険者氏名	所得割基礎額	区分	所得割額 ①		均等割額 ②		合計税額 ① + ②
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					

※合計税額は、国民健康保険税の期別税額(4ページ)の合計額とは端数処理の関係で一致しない場合があります。

国民健康保険税個人明細書

(単位：円)

	所得割基礎額 (A)	医療分	所得割額	(A)×%	均等割額		合計税額 (所得割額+均等割額)
		後期分		(A)×%		円	
		介護分		(A)×%		円	
		子育て分		(A)×%		円	
						円	
被保険者氏名	所得割基礎額	区分	所得割額 ①		均等割額 ②		合計税額 ① + ②
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					
		医療分					
		後期分					
		介護分					
		子育て分					

※合計税額は、国民健康保険税の期別税額(4ページ)の合計額とは端数処理の関係で一致しない場合があります。

■国民健康保険税の税率等

国民健康保険税は、医療分・後期分・介護分・子育て分をそれぞれの対象者ごとに下記に記載した2項目によって算出し、この合計額を各世帯で負担していただきます。介護分をお支払いいただくのは、国民健康保険に加入している40歳から64歳までの方です。(40歳の誕生月から65歳の誕生月前月までの間)

区 分	医 療 分	後 期 分	介 護 分	子 育 て 分	内 容
所 得 割	%	%	%	%	前年中の総所得金額等に対する保険税額
均 等 割	円	円	円	円	一人当たりにかかる保険税額 ※カッコ内は18歳以上にかかる均等割額

■国民健康保険税の限度額

区 分	医 療 分	後 期 分	介 護 分	子 育 て 分
限 度 額	円	円	円	円

国 民 健 康 保 険 税 に つ い て

1 課税根拠・納税義務者

国民健康保険税は、地方税法及び戸田市国民健康保険税条例の定めるところにより、国民健康保険の被保険者である世帯主及び国民健康保険の被保険者でない世帯主であっても、その世帯内に国民健康保険の被保険者がいる場合は、その世帯主(擬制世帯主)が納税義務者として、課税されます。

○ 賦課期日

当該年4月1日(賦課期日後において納税義務が発生又は消滅した時は月割によって課税されます。)

2 算定方法

国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援金等分、介護分及び子ども・子育て支援金分の合計額により算定されます。

○ 医療分・後期高齢者支援金等分

① 所得割額

前年中の総所得金額等から、地方税法第314条の2第2項(基礎控除額43万円※1)を控除した後の金額に国民健康保険税の税率等に記載の割合を乗じた金額

② 均等割額

被保険者1人あたり、国民健康保険税の税率等に記載の金額

3 低所得者軽減

総所得金額等が以下の金額を超えない世帯の場合、次のとおり均等割額を減額します。ただし、65歳以上の公的年金等の受給者については課税対象となる公的年金に係る所得から 万円を控除して軽減の判定をします。

軽減割合	軽減判定所得(前年の世帯総所得金額等)
7割	基礎控除額 万円+(10万円×(給与所得者等(※1)の数-1))
5割	基礎控除額 万円+(万円(※3)×被保険者数(※2))+(10万円×(給与所得者等(※1)の数-1))
2割	基礎控除額 万円+(万円(※3)×被保険者数(※2))+(10万円×(給与所得者等(※1)の数-1))

ただし、令和2年度以前については、次のとおりとなります。

軽減割合	軽減判定所得(前年の世帯総所得金額等)
7割	基礎控除額 万円
5割	基礎控除額 万円+(万円(※4)×被保険者数(※2))
2割	基礎控除額 万円+(万円(※4)×被保険者数(※2))

※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者

※2 特定同一世帯所属者を含む。

※3の金額については次のとおり読み替えてください。

年度は5割	万円、2割	万円
年度は5割	万円、2割	万円
年度は5割	万円、2割	万円
年度は5割	万円、2割	万円

※4の金額については次のとおり読み替えてください。

年度は5割	万円、2割	万円
-------	-------	----

○ 介護分(40歳～64歳の方のみ)

① 所得割額

前年中の総所得金額等から、地方税法第314条の2第2項(基礎控除額43万円※1)を控除した後の金額に国民健康保険税の税率等に記載の割合を乗じた金額

② 均等割額

被保険者1人あたり、国民健康保険税の税率等に記載の金額

※年度の途中で40歳になる場合は、年税額を月割したものが後から追加になります。

○ 子ども・子育て支援金分

① 所得割額

前年中の総所得金額等から、地方税法第314条の2第2項(基礎控除額43万円※1)を控除した後の金額に国民健康保険税の税率等に記載の割合を乗じた金額

② 均等割額

18歳以上の被保険者1人あたり、国民健康保険税の税率等に記載の金額

※1…前年の総所得金額等が2,400万円以上の場合はこの限りではありません。

4 未就学児均等割軽減(令和4年度以降の国民健康保険税のみ)

世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(「未就学児」という。)がいる場合において、当該年度分の保険税に係る均等割額(3の低所得者軽減が適用された場合は、軽減後の均等割額)に10分の5を乗じて得た額を減額します。

5 減免

災害等により当該年度の所得が皆無となり生活が著しく困難となった場合その他特別の事由がある場合は、条例で定める期日までにその事由を証明する書類を添えて減免を申請することができます。

6 延滞金

納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年 % (納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年 %)の割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年 %の割合を加算した割合(延滞金特例基準割合)が年 %の割合に満たない場合には、その年中においては、年 %の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年 %の割合を加算した割合とし、年 %の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年 %の割合を加算した割合(当該加算した割合が年 %の割合を超える場合には、年 %の割合)とします。)を乗じて計算した金額

上記の金額を延滞金として納めていただきます。

7 審査請求

この納税通知書に記載された事項について、不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算し3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

8 年度の途中で税額が変更になる場合

(1) 所得や加入者数に変更があった場合

年度の途中で所得金額が変更になったり、加入者の数が変わったときなどは、国民健康保険税を再計算することになります。

(2) 年度の途中で国民健康保険に加入したり、やめた場合

①途中で加入…加入した月分から月割で計算します。

②途中でやめる…やめた月の前月分までを月割で計算します。

(3) 他の市区町村から転入した場合

戸田市に転入して、国民健康保険に加入した人については、国民健康保険税を算定する基礎となる前年の所得額がわからないため、前住所地に問い合わせることになります。したがって、所得額がわかった後に税額が追加になることがあります。

(4) 加入の届出が遅れた場合

国民健康保険の資格は届出日ではなく、資格の取得日を基準に計算します。

たとえば、9月に国民健康保険の加入資格が発生し、12月に届け出た場合、9月分までさかのぼって国民健康保険税を納めることになります。

(5) 所得の申告が遅れた場合

所得の申告が遅れた場合は、所得をもとに国民健康保険税の再計算を行なうため、国民健康保険税額が追加になることがあります。

所得の申告は、お早めに済ませるようご協力ください。

(表)

国民健康保険税 納税通知書兼特別徴収(仮徴収)開始通知

年 月 日

埼玉県戸田市長

通知書番号	
被保険者番号	
納税義務者名	
生年月日	
性別	

国民健康保険税を次のとおり年金から仮徴収（天引き）しますので通知します。

変更前	算出内訳 兼 変更通知		医療分	後期分	介護分	子育て分
		軽減判定総所得		(医療分参照)		(医療分参照)
		所得割基礎額		(医療分参照)		(医療分参照)
		A 税率	%	%	%	%
		A 所得割額				
		B 均等割基礎額				
		B 均等割額				
		X = A + B				
		軽減額 区分		(医療分参照)		
		C 均等割額				
		D 限度超過額				
		Y = X - C - D 算出額				
		E 減免額				
		F 月割増減額				
		G 離職賦課減額等				
変更後	算出内訳 兼 変更通知	軽減判定総所得		(医療分参照)		(医療分参照)
		所得割基礎額		(医療分参照)		(医療分参照)
		A 税率	%	%	%	%
		A 所得割額				
		B 均等割基礎額				
		B 均等割額				
		X = A + B				
		軽減額 区分		(医療分参照)		
		C 均等割額				
		D 限度超過額				
		Y = X - C - D 算出額				
		E 減免額				
		F 月割増減額				
		G 離職賦課減額等				
		Z = Y - E + F 賦課額				
変更理由	変更の理由					

区分の右側に「*」が表示されている場合、記載されている軽減割合と、異なる軽減期間が存在します。

総合計税額	円
-------	---

個人明細書	氏名	所得割基礎額	区分	所得割額 X	均等割額 Y	小計 X+Y
			医療分			
			後期分			
			介護分			
			子育て分			
			医療分			
			後期分			
			介護分			
			子育て分			
			医療分			
			後期分			
			介護分			
			子育て分			
			医療分			
			後期分			
			介護分			
			子育て分			
			医療分			
			後期分			
			介護分			
			子育て分			
			医療分			
			後期分			
			介護分			
			子育て分			

※合計税額は総合計税額と端数処理の関係で一致しない場合があります。

被 保 険 者 別 課 税 月 一 覧		被 保 険 者 氏 名	医 療 分 ・ 後 期 分 ・ 子 育 て 分												介 護 分																	
			年												年			年												年		
			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月						

※*印が示されている月が課税対象となります。R印が示されている月は賦課の離職軽減対象となります。
F印が示されている月は応益割応能割の減免対象となります。f印が示されている月は応能割の減免対象となります。

普通徴収期割額	期別	変更前	変更後	納付済額	差引納付額	特別徴収額	月別	変更前	変更後
	1期						4月		
	2期						6月		
	3期						8月		
	4期						10月		
	5期						12月		
	6期						2月		
	7期					特別徴収義務者			
	8期								
	随時1期								

保険税率	区分	医療分	後期分	介護分	子育て分
	所得割	%	%	%	%
	均等割				()
		円	円	円	円
課税限度額		円	円	円	円

※カッコ内は18歳以上均等割額

【お問い合わせ先】

【不服の申し立て】裏面に不服の申し立てについての記載があります。ご確認ください。

国民健康保険税について

1 課税根拠・納税義務者

国民健康保険税は、地方税法及び戸田市国民健康保険税条例の定めるところにより、国民健康保険の被保険者である世帯主及び国民健康保険の被保険者でない世帯主であっても、その世帯内に国民健康保険の被保険者がいる場合は、その世帯主（擬制世帯主）が納税義務者として、課税されます。

2 賦課期日

当該年 4 月 1 日（賦課期日後において納税義務が発生又は消滅した時は月割によって課税されます。）

3 算定方法

国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援金等分、介護分及び子ども・子育て支援金分の合計額により算定されます。

○ 医療分・後期高齢者支援金等分

① 所得割額

前年中の総所得金額等から、地方税法第 314 条の 2 第 2 項（基礎控除額 43 万円※1）を控除した後の金額に表面の保険税率に記載されている割合を乗じた金額

② 均等割額

被保険者 1 人あたり、表面の保険税率に記載されている金額

○ 介護分（40 歳～64 歳の方のみ）

① 所得割額

前年中の総所得金額等から、地方税法第 314 条の 2 第 2 項（基礎控除額 43 万円※1）を控除した後の金額に表面の保険税率に記載されている割合を乗じた金額

② 均等割額

被保険者 1 人あたり、表面の保険税率に記載されている金額

※年度の途中で 40 歳になる場合は、年税額を月割したものが後から追加になります。

○ 子ども・子育て支援金分

① 所得割額

前年中の総所得金額等から、地方税法第 314 条の 1 第 1 項（基礎控除額 43 万円※1）を控除した後の金額に表面の保険税率に記載されている割合を乗じた金額

② 均等割額

18 歳以上の被保険者 1 人あたり、表面の保険税率に記載されている金額

※1…前年の総所得金額等が 2,400 万円以上の場合はこの限りではありません。

4 低所得者軽減

総所得金額等が以下の金額を超えない世帯の場合、次のとおり均等割額を減額します。ただし、65 歳以上の公的年金等の受給者については課税対象となる公的年金に係る所得から 15 万円を控除して軽減の判定をします。

軽減割合	軽減判定所得（前年の世帯総所得金額等）
7 割	基礎控除額 万円+（10 万円×（給与所得者等（※1）の数－1））
5 割	基礎控除額 万円+（ 万円（※3）×被保険者数（※2）） +（10 万円×（給与所得者等（※1）の数－1））
2 割	基礎控除額 万円+（ 万円（※3）×被保険者数（※2）） +（10 万円×（給与所得者等（※1）の数－1））

ただし、令和 2 年度以前については、次のとおりとなります。

軽減割合	軽減判定所得（前年の世帯総所得金額等）
7 割	基礎控除額 万円
5 割	基礎控除額 万円+（ 万円（※4）× 被保険者数（※2））
2 割	基礎控除額 万円+（ 万円（※4）× 被保険者数（※2））

※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者

※2 特定同一世帯所属者を含む。

※3 の金額については次のとおり読み替えてください。

年度は 5 割 万円、2 割 万円

年度は 5 割 万円、2 割 万円

年度は 5 割 万円、2 割 万円

年度は 5 割 万円、2 割 万円

※4 の金額については次のとおり読み替えてください。

年度は 5 割 万円、2 割 万円

5 公的年金からの特別徴収(年金天引き)について

下記の①～③までの要件のすべてに該当する 65 歳以上の世帯主（擬制世帯主を除く）の方を対象に、国民健康保険税が特別徴収（年金天引き）になります。ただし、75 歳になる年度については、特別徴収（年金天引き）できません。

① 世帯内の国民健康保険加入者が全て 65 歳～74 歳の世帯の世帯主（擬制世帯主を除く。）

② ①の世帯主が年額 18 万円以上の年金受給者

③ ①の世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合算額が、年金受給額の 1/2 以下（老齢基礎年金等いずれか 1 つの年金額）

※申し出いただくと、特別徴収（年金天引き）から口座振替に変更することができます。

6 審査請求

この通知書に記載された事項について、不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算し 3 か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(表)

国民健康保険税 納税通知書兼特別徴収仮徴収額変更通知

年 月 日

埼玉県戸田市長

通知書番号	
被保険者番号	
納税義務者名	
生年月日	
性別	

国民健康保険税仮徴収額を次のとおり変更しましたので通知します。

変更前	算出内訳	医療分		後期分		介護分		子育て分	
		軽減判定総所得		(医療分参照)		(医療分参照)		(医療分参照)	
変更後	算出内訳	所得割基礎額		(医療分参照)		(医療分参照)		(医療分参照)	
		税率	%	%		%		%	
		A 所得割額							
		B 均等割基礎額							
		均等割額							
		X = A + B							
		軽減額		(医療分参照)					
		区分							
		C 均等割額							
		D 限度超過額							
		Y = X - C - D							
		算出額							
		E 減免額							
		F 月割増減額							
		G 離職賦課減額等							
変更後	算出内訳	Z = Y - E + F							
		賦課額							
		軽減判定総所得		(医療分参照)		(医療分参照)		(医療分参照)	
		所得割基礎額		(医療分参照)		(医療分参照)		(医療分参照)	
		税率	%	%		%		%	
		A 所得割額							
		B 均等割基礎額							
		均等割額							
		X = A + B							
		軽減額		(医療分参照)					
		区分							
		C 均等割額							
		D 限度超過額							
		Y = X - C - D							
		算出額							
		E 減免額							
		F 月割増減額							
		G 離職賦課減額等							
		Z = Y - E + F							
		賦課額							
変更後	変更理由								

区分の右側に「*」が表示されている場合、記載されている軽減割合と、異なる軽減期間が存在します。

総合計税額	円
-------	---

個人明細書	氏名	所得割基礎額	区分	所得割額 X	均等割額 Y	小計 X+Y
			医療分			
			後期分			
			介護分			
			子育て分			
			医療分			
			後期分			
			介護分			
			子育て分			
			医療分			
			後期分			
			介護分			
			子育て分			
			医療分			
			後期分			
			介護分			
			子育て分			
			医療分			
			後期分			
			介護分			
			子育て分			
			医療分			
			後期分			
			介護分			
			子育て分			

※合計税額は総合計税額と端数処理の関係で一致しない場合があります。

被 保 険 者 別 課 税 月 一 覧		被 保 険 者 氏 名	医 療 分 ・ 後 期 分 ・ 子 育 て 分												介 護 分																	
			年												年			年												年		
			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月						

※*印が示されている月が課税対象となります。R印が示されている月は賦課の離職軽減対象となります。
F印が示されている月は応益割応能割の減免対象となります。f印が示されている月は応能割の減免対象となります。

普通徴収期割額	期別	変更前	変更後	納付済額	差引納付額	特別徴収額	月別	変更前	変更後
	1期						4月		
	2期						6月		
	3期						8月		
	4期						10月		
	5期						12月		
	6期						2月		
	7期					特別徴収義務者			
	8期								
	随時1期								

保険税率	区分	医療分	後期分	介護分	子育て分
	所得割	%	%	%	%
	均等割				()
		円	円	円	円
課税限度額		円	円	円	円

※カッコ内は18歳以上均等割額

【お問い合わせ先】

【不服の申し立て】裏面に不服の申し立てについての記載があります。ご確認ください。

国民健康保険税について

1 課税根拠・納税義務者

国民健康保険税は、地方税法及び戸田市国民健康保険税条例の定めるところにより、国民健康保険の被保険者である世帯主及び国民健康保険の被保険者でない世帯主であっても、その世帯内に国民健康保険の被保険者がいる場合は、その世帯主（擬制世帯主）が納税義務者として、課税されます。

2 賦課期日

当該年 4 月 1 日（賦課期日後において納税義務が発生又は消滅した時は月割によって課税されます。）

3 算定方法

国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援金等分、介護分及び子ども・子育て支援金分の合計額により算定されます。

○ 医療分・後期高齢者支援金等分

① 所得割額

前年中の総所得金額等から、地方税法第 314 条の 2 第 2 項（基礎控除額 43 万円※1）を控除した後の金額に表面の保険税率に記載されている割合を乗じた金額

② 均等割額

被保険者 1 人あたり、表面の保険税率に記載されている金額

○ 介護分（40 歳～64 歳の方のみ）

① 所得割額

前年中の総所得金額等から、地方税法第 314 条の 2 第 2 項（基礎控除額 43 万円※1）を控除した後の金額に表面の保険税率に記載されている割合を乗じた金額

② 均等割額

被保険者 1 人あたり、表面の保険税率に記載されている金額

※年度の途中で 40 歳になる場合は、年税額を月割したものが後から追加になります。

○ 子ども・子育て支援金分

① 所得割額

前年中の総所得金額等から、地方税法第 314 条の 1 第 1 項（基礎控除額 43 万円※1）を控除した後の金額に表面の保険税率に記載されている割合を乗じた金額

② 均等割額

18 歳以上の被保険者 1 人あたり、表面の保険税率に記載されている金額

※1…前年の総所得金額等が 2,400 万円以上の場合はこの限りではありません。

4 低所得者軽減

総所得金額等が以下の金額を超えない世帯の場合、次のとおり均等割額を減額します。ただし、65 歳以上の公的年金等の受給者については課税対象となる公的年金に係る所得から 15 万円を控除して軽減の判定をします。

軽減割合	軽減判定所得（前年の世帯総所得金額等）
7 割	基礎控除額 万円+（10 万円×（給与所得者等（※1）の数－1））
5 割	基礎控除額 万円+（ 万円（※3）×被保険者数（※2）） +（10 万円×（給与所得者等（※1）の数－1））
2 割	基礎控除額 万円+（ 万円（※3）×被保険者数（※2）） +（10 万円×（給与所得者等（※1）の数－1））

ただし、令和 2 年度以前については、次のとおりとなります。

軽減割合	軽減判定所得（前年の世帯総所得金額等）
7 割	基礎控除額 万円
5 割	基礎控除額 万円+（ 万円（※4）× 被保険者数（※2））
2 割	基礎控除額 万円+（ 万円（※4）× 被保険者数（※2））

※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者

※2 特定同一世帯所属者を含む。

※3 の金額については次のとおり読み替えてください。

年度は 5 割 万円、2 割 万円

年度は 5 割 万円、2 割 万円

年度は 5 割 万円、2 割 万円

年度は 5 割 万円、2 割 万円

※4 の金額については次のとおり読み替えてください。

年度は 5 割 万円、2 割 万円

5 公的年金からの特別徴収(年金天引き)について

下記の①～③までの要件のすべてに該当する 65 歳以上の世帯主（擬制世帯主を除く）の方を対象に、国民健康保険税が特別徴収（年金天引き）になります。ただし、75 歳になる年度については、特別徴収（年金天引き）できません。

① 世帯内の国民健康保険加入者が全て 65 歳～74 歳の世帯の世帯主（擬制世帯主を除く。）

② ①の世帯主が年額 18 万円以上の年金受給者

③ ①の世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合算額が、年金受給額の 1/2 以下（老齢基礎年金等いずれか 1 つの年金額）

※申し出いただくと、特別徴収（年金天引き）から口座振替に変更することができます。

6 審査請求

この通知書に記載された事項について、不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算し 3 か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(表)

国民健康保険税 納税通知書兼特別徴収開始通知

年 月 日

埼玉県戸田市長

通知書番号	
被保険者番号	
納税義務者名	
生年月日	
性別	

国民健康保険税を次のとおり年金から特別徴収しますので通知します。

変更前	算出内訳	医療分		後期分		介護分		子育て分	
		軽減判定総所得		(医療分参照)		(医療分参照)		(医療分参照)	
変更後	算出内訳	所得割基礎額		(医療分参照)		(医療分参照)		(医療分参照)	
		A 税率	%	%		%		%	
		A 所得割額							
		B 均等割基礎額							
		B 均等割額							
		X = A + B							
		軽減額		(医療分参照)					
		区分							
		C 均等割額							
		D 限度超過額							
		Y = X - C - D							
		算出額							
		E 減免額							
		F 月割増減額							
		G 離職賦課減額等							
		Z = Y - E + F							
		賦課額							
変更後	算出内訳	軽減判定総所得		(医療分参照)		(医療分参照)		(医療分参照)	
		所得割基礎額		(医療分参照)		(医療分参照)		(医療分参照)	
		A 税率	%	%		%		%	
		A 所得割額							
		B 均等割基礎額							
		B 均等割額							
		X = A + B							
		軽減額		(医療分参照)					
		区分							
		C 均等割額							
		D 限度超過額							
		Y = X - C - D							
		算出額							
		E 減免額							
		F 月割増減額							
		G 離職賦課減額等							
		Z = Y - E + F							
		賦課額							
変更後	変更理由								

区分の右側に「＊」が表示されている場合、記載されている軽減割合と、異なる軽減期間が存在します。

総合計税額	円
-------	---

個人明細書	氏名	所得割基礎額	区分	所得割額 X	均等割額 Y	小計 X+Y
			医療分			
			後期分			
			介護分			
			子育て分			
			医療分			
			後期分			
			介護分			
			子育て分			
			医療分			
			後期分			
			介護分			
			子育て分			
			医療分			
			後期分			
			介護分			
			子育て分			
			医療分			
			後期分			
			介護分			
			子育て分			
			医療分			
			後期分			
			介護分			
			子育て分			

※合計税額は総合計税額と端数処理の関係で一致しない場合があります。

被 保 険 者 別 課 税 月 一 覧		被 保 険 者 氏 名	医 療 分 ・ 後 期 分 ・ 子 育 て 分												介 護 分																	
			年												年			年												年		
			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月						

※*印が示されている月が課税対象となります。R印が示されている月は賦課の離職軽減対象となります。
F印が示されている月は応益割応能割の減免対象となります。f印が示されている月は応能割の減免対象となります。

普通徴収期割額	期別	変更前	変更後	納付済額	差引納付額	特別徴収額	月別	変更前	変更後
	1期						4月		
	2期						6月		
	3期						8月		
	4期						10月		
	5期						12月		
	6期						2月		
	7期					特別徴収義務者			
	8期								
	随時1期								

保険税率	区分	医療分	後期分	介護分	子育て分
	所得割	%	%	%	%
	均等割				()
		円	円	円	円
課税限度額		円	円	円	円

※カッコ内は18歳以上均等割額

【お問い合わせ先】

【不服の申し立て】裏面に不服の申し立てについての記載があります。ご確認ください。

国民健康保険税について

1 課税根拠・納税義務者

国民健康保険税は、地方税法及び戸田市国民健康保険税条例の定めるところにより、国民健康保険の被保険者である世帯主及び国民健康保険の被保険者でない世帯主であっても、その世帯内に国民健康保険の被保険者がいる場合は、その世帯主（擬制世帯主）が納税義務者として、課税されます。

2 賦課期日

当該年 4 月 1 日（賦課期日後において納税義務が発生又は消滅した時は月割によって課税されます。）

3 算定方法

国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援金等分、介護分及び子ども・子育て支援金分の合計額により算定されます。

○ 医療分・後期高齢者支援金等分

① 所得割額

前年中の総所得金額等から、地方税法第 314 条の 2 第 2 項（基礎控除額 43 万円※1）を控除した後の金額に表面の保険税率に記載されている割合を乗じた金額

② 均等割額

被保険者 1 人あたり、表面の保険税率に記載されている金額

○ 介護分（40 歳～64 歳の方のみ）

① 所得割額

前年中の総所得金額等から、地方税法第 314 条の 2 第 2 項（基礎控除額 43 万円※1）を控除した後の金額に表面の保険税率に記載されている割合を乗じた金額

② 均等割額

被保険者 1 人あたり、表面の保険税率に記載されている金額

※年度の途中で 40 歳になる場合は、年税額を月割したものが後から追加になります。

○ 子ども・子育て支援金分

① 所得割額

前年中の総所得金額等から、地方税法第 314 条の 1 第 1 項（基礎控除額 43 万円※1）を控除した後の金額に表面の保険税率に記載されている割合を乗じた金額

② 均等割額

18 歳以上の被保険者 1 人あたり、表面の保険税率に記載されている金額

※1…前年の総所得金額等が 2,400 万円以上の場合はこの限りではありません。

4 低所得者軽減

総所得金額等が以下の金額を超えない世帯の場合、次のとおり均等割額を減額します。ただし、65 歳以上の公的年金等の受給者については課税対象となる公的年金に係る所得から 15 万円を控除して軽減の判定をします。

軽減割合	軽減判定所得（前年の世帯総所得金額等）
7 割	基礎控除額 万円+（10 万円×（給与所得者等（※1）の数－1））
5 割	基礎控除額 万円+（ 万円（※3）×被保険者数（※2）） +（10 万円×（給与所得者等（※1）の数－1））
2 割	基礎控除額 万円+（ 万円（※3）×被保険者数（※2）） +（10 万円×（給与所得者等（※1）の数－1））

ただし、令和 2 年度以前については、次のとおりとなります。

軽減割合	軽減判定所得（前年の世帯総所得金額等）
7 割	基礎控除額 万円
5 割	基礎控除額 万円+（ 万円（※4）× 被保険者数（※2））
2 割	基礎控除額 万円+（ 万円（※4）× 被保険者数（※2））

※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者

※2 特定同一世帯所属者を含む。

※3 の金額については次のとおり読み替えてください。

年度は 5 割 万円、2 割 万円

年度は 5 割 万円、2 割 万円

年度は 5 割 万円、2 割 万円

年度は 5 割 万円、2 割 万円

※4 の金額については次のとおり読み替えてください。

年度は 5 割 万円、2 割 万円

5 公的年金からの特別徴収(年金天引き)について

下記の①～③までの要件のすべてに該当する 65 歳以上の世帯主（擬制世帯主を除く）の方を対象に、国民健康保険税が特別徴収（年金天引き）になります。ただし、75 歳になる年度については、特別徴収（年金天引き）できません。

① 世帯内の国民健康保険加入者が全て 65 歳～74 歳の世帯の世帯主（擬制世帯主を除く。）

② ①の世帯主が年額 18 万円以上の年金受給者

③ ①の世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合算額が、年金受給額の 1/2 以下（老齢基礎年金等いずれか 1 つの年金額）

※申し出いただくと、特別徴収（年金天引き）から口座振替に変更することができます。

6 審査請求

この通知書に記載された事項について、不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算し 3 か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(表)

国民健康保険税 納税通知書兼特別徴収額変更通知

年 月 日

埼玉県戸田市長

通知書番号	
被保険者番号	
納税義務者名	
生年月日	
性別	

国民健康保険税特別徴収額を次のとおり変更しましたので通知します。

			医療分				後期分				介護分				子育て分			
			(医療分参照)				(医療分参照)				(医療分参照)				(医療分参照)			
変更前	算出内訳兼変更通知	軽減判定総所得																
		所得割基礎額																
		A 税率				%				%				%				%
		A 所得割額																
		B 均等割基礎額																
		B 均等割額																
		X = A + B																
		軽減額	区分							(医療分参照)								
			C 均等割額															
		D 限度超過額																
		Y = X - C - D																
		算出額																
		E 減免額																
		F 月割増減額																
		G 離職賦課減額等																
		Z = Y - E + F																
		賦課額																
変更後	算出内訳兼変更通知	軽減判定総所得								(医療分参照)								(医療分参照)
		所得割基礎額								(医療分参照)								(医療分参照)
		A 税率				%				%				%				%
		A 所得割額																
		B 均等割基礎額																
		B 均等割額																
		X = A + B																
		軽減額	区分							(医療分参照)								
			C 均等割額															
		D 限度超過額																
		Y = X - C - D																
		算出額																
		E 減免額																
		F 月割増減額																
		G 離職賦課減額等																
		Z = Y - E + F																
		賦課額																
	変更の理由																	

区分の右側に「*」が表示されている場合、記載されている軽減割合と、異なる軽減期間が存在します。

総合計税額	円
-------	---

個人明細書	氏名	所得割基礎額	区分	所得割額 X	均等割額 Y	小計 X+Y
			医療分			
			後期分			
			介護分			
			子育て分			
			医療分			
			後期分			
			介護分			
			子育て分			
			医療分			
			後期分			
			介護分			
			子育て分			
			医療分			
			後期分			
			介護分			
			子育て分			
			医療分			
			後期分			
			介護分			
			子育て分			
			医療分			
			後期分			
			介護分			
			子育て分			

※合計税額は総合計税額と端数処理の関係で一致しない場合があります。

被 保 険 者 別 課 税 月 一 覧		被 保 険 者 氏 名	医 療 分 ・ 後 期 分 ・ 子 育 て 分												介 護 分																	
			年												年			年												年		
			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月						

※*印が示されている月が課税対象となります。R印が示されている月は賦課の離職軽減対象となります。
F印が示されている月は応益割応能割の減免対象となります。f印が示されている月は応能割の減免対象となります。

普通徴収期割額	期別	変更前	変更後	納付済額	差引納付額	特別徴収額	月別	変更前	変更後
	1期						4月		
	2期						6月		
	3期						8月		
	4期						10月		
	5期						12月		
	6期						2月		
	7期					特別徴収義務者			
	8期								
	随時1期								

保険税率	区分	医療分	後期分	介護分	子育て分
	所得割	%	%	%	%
	均等割				()
		円	円	円	円
課税限度額		円	円	円	円

※カッコ内は18歳以上均等割額

【お問い合わせ先】

【不服の申し立て】裏面に不服の申し立てについての記載があります。ご確認ください。

国民健康保険税について

1 課税根拠・納税義務者

国民健康保険税は、地方税法及び戸田市国民健康保険税条例の定めるところにより、国民健康保険の被保険者である世帯主及び国民健康保険の被保険者でない世帯主であっても、その世帯内に国民健康保険の被保険者がいる場合は、その世帯主（擬制世帯主）が納税義務者として、課税されます。

2 賦課期日

当該年 4 月 1 日（賦課期日後において納税義務が発生又は消滅した時は月割によって課税されます。）

3 算定方法

国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援金等分、介護分及び子ども・子育て支援金分の合計額により算定されます。

○ 医療分・後期高齢者支援金等分

① 所得割額

前年中の総所得金額等から、地方税法第 314 条の 2 第 2 項（基礎控除額 43 万円※1）を控除した後の金額に表面の保険税率に記載されている割合を乗じた金額

② 均等割額

被保険者 1 人あたり、表面の保険税率に記載されている金額

○ 介護分（40 歳～64 歳の方のみ）

① 所得割額

前年中の総所得金額等から、地方税法第 314 条の 2 第 2 項（基礎控除額 43 万円※1）を控除した後の金額に表面の保険税率に記載されている割合を乗じた金額

② 均等割額

被保険者 1 人あたり、表面の保険税率に記載されている金額

※年度の途中で 40 歳になる場合は、年税額を月割したものが後から追加になります。

○ 子ども・子育て支援金分

① 所得割額

前年中の総所得金額等から、地方税法第 314 条の 1 第 1 項（基礎控除額 43 万円※1）を控除した後の金額に表面の保険税率に記載されている割合を乗じた金額

② 均等割額

18 歳以上の被保険者 1 人あたり、表面の保険税率に記載されている金額

※1…前年の総所得金額等が 2,400 万円以上の場合はこの限りではありません。

4 低所得者軽減

総所得金額等が以下の金額を超えない世帯の場合、次のとおり均等割額を減額します。ただし、65 歳以上の公的年金等の受給者については課税対象となる公的年金に係る所得から 15 万円を控除して軽減の判定をします。

軽減割合	軽減判定所得（前年の世帯総所得金額等）
7 割	基礎控除額 万円+（10 万円×（給与所得者等（※1）の数－1））
5 割	基礎控除額 万円+（ 万円（※3）×被保険者数（※2）） +（10 万円×（給与所得者等（※1）の数－1））
2 割	基礎控除額 万円+（ 万円（※3）×被保険者数（※2）） +（10 万円×（給与所得者等（※1）の数－1））

ただし、令和 2 年度以前については、次のとおりとなります。

軽減割合	軽減判定所得（前年の世帯総所得金額等）
7 割	基礎控除額 万円
5 割	基礎控除額 万円+（ 万円（※4）× 被保険者数（※2））
2 割	基礎控除額 万円+（ 万円（※4）× 被保険者数（※2））

※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者

※2 特定同一世帯所属者を含む。

※3 の金額については次のとおり読み替えてください。

年度は 5 割 万円、2 割 万円

年度は 5 割 万円、2 割 万円

年度は 5 割 万円、2 割 万円

年度は 5 割 万円、2 割 万円

※4 の金額については次のとおり読み替えてください。

年度は 5 割 万円、2 割 万円

5 公的年金からの特別徴収(年金天引き)について

下記の①～③までの要件のすべてに該当する 65 歳以上の世帯主（擬制世帯主を除く）の方を対象に、国民健康保険税が特別徴収（年金天引き）になります。ただし、75 歳になる年度については、特別徴収（年金天引き）できません。

① 世帯内の国民健康保険加入者が全て 65 歳～74 歳の世帯の世帯主（擬制世帯主を除く。）

② ①の世帯主が年額 18 万円以上の年金受給者

③ ①の世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合算額が、年金受給額の 1/2 以下（老齢基礎年金等いずれか 1 つの年金額）

※申し出いただくと、特別徴収（年金天引き）から口座振替に変更することができます。

6 審査請求

この通知書に記載された事項について、不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算し 3 か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(表)

国民健康保険税 納税通知書兼特別徴収中止通知

年 月 日

埼玉県戸田市長

通知書番号	
被保険者番号	
納税義務者名	
生年月日	
性別	

国民健康保険税の特別徴収を中止しますので通知します。

変更前	算出内訳	医療分		後期分		介護分		子育て分	
		軽減判定総所得		(医療分参照)		(医療分参照)		(医療分参照)	
変更後	算出内訳	所得割基礎額		(医療分参照)		(医療分参照)		(医療分参照)	
		税率	%	%		%		%	
		A 所得割額							
		B 均等割基礎額							
		均等割額							
		X = A + B							
		軽減額		(医療分参照)					
		区分							
		C 均等割額							
		D 限度超過額							
		Y = X - C - D							
		算出額							
		E 減免額							
		F 月割増減額							
		G 離職賦課減額等							
		Z = Y - E + F							
		賦課額							
変更後	算出内訳	軽減判定総所得		(医療分参照)		(医療分参照)		(医療分参照)	
		所得割基礎額		(医療分参照)		(医療分参照)		(医療分参照)	
		税率	%	%		%		%	
		A 所得割額							
		B 均等割基礎額							
		均等割額							
		X = A + B							
		軽減額		(医療分参照)					
		区分							
		C 均等割額							
		D 限度超過額							
		Y = X - C - D							
		算出額							
		E 減免額							
		F 月割増減額							
		G 離職賦課減額等							
		Z = Y - E + F							
		賦課額							
変更後	変更理由								

区分の右側に「*」が表示されている場合、記載されている軽減割合と、異なる軽減期間が存在します。

総合計税額	円
-------	---

個人明細書	氏名	所得割基礎額	区分	所得割額 X	均等割額 Y	小計 X+Y
			医療分			
			後期分			
			介護分			
			子育て分			
			医療分			
			後期分			
			介護分			
			子育て分			
			医療分			
			後期分			
			介護分			
			子育て分			
			医療分			
			後期分			
			介護分			
			子育て分			
			医療分			
			後期分			
			介護分			
			子育て分			
			医療分			
			後期分			
			介護分			
			子育て分			

※合計税額は総合計税額と端数処理の関係で一致しない場合があります。

被 保 険 者 別 課 税 月 一 覧		被 保 険 者 氏 名	医 療 分 ・ 後 期 分 ・ 子 育 て 分												介 護 分																	
			年												年			年												年		
			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月						

※*印が示されている月が課税対象となります。R印が示されている月は賦課の離職軽減対象となります。
F印が示されている月は応益割応能割の減免対象となります。f印が示されている月は応能割の減免対象となります。

普通徴収期割額	期別	変更前	変更後	納付済額	差引納付額	特別徴収額	月別	変更前	変更後
	1期						4月		
	2期						6月		
	3期						8月		
	4期						10月		
	5期						12月		
	6期						2月		
	7期					特別徴収義務者			
	8期								
	随時1期								

保険税率	区分	医療分	後期分	介護分	子育て分
	所得割	%	%	%	%
	均等割				()
		円	円	円	円
課税限度額		円	円	円	円

※カッコ内は18歳以上均等割額

【お問い合わせ先】

【不服の申し立て】裏面に不服の申し立てについての記載があります。ご確認ください。

国民健康保険税について

1 課税根拠・納税義務者

国民健康保険税は、地方税法及び戸田市国民健康保険税条例の定めるところにより、国民健康保険の被保険者である世帯主及び国民健康保険の被保険者でない世帯主であっても、その世帯内に国民健康保険の被保険者がいる場合は、その世帯主（擬制世帯主）が納税義務者として、課税されます。

2 賦課期日

当該年 4 月 1 日（賦課期日後において納税義務が発生又は消滅した時は月割によって課税されます。）

3 算定方法

国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援金等分、介護分及び子ども・子育て支援金分の合計額により算定されます。

○ 医療分・後期高齢者支援金等分

① 所得割額

前年中の総所得金額等から、地方税法第 314 条の 2 第 2 項（基礎控除額 43 万円※1）を控除した後の金額に表面の保険税率に記載されている割合を乗じた金額

② 均等割額

被保険者 1 人あたり、表面の保険税率に記載されている金額

○ 介護分（40 歳～64 歳の方のみ）

① 所得割額

前年中の総所得金額等から、地方税法第 314 条の 2 第 2 項（基礎控除額 43 万円※1）を控除した後の金額に表面の保険税率に記載されている割合を乗じた金額

② 均等割額

被保険者 1 人あたり、表面の保険税率に記載されている金額

※年度の途中で 40 歳になる場合は、年税額を月割したものが後から追加になります。

○ 子ども・子育て支援金分

① 所得割額

前年中の総所得金額等から、地方税法第 314 条の 1 第 1 項（基礎控除額 43 万円※1）を控除した後の金額に表面の保険税率に記載されている割合を乗じた金額

② 均等割額

18 歳以上の被保険者 1 人あたり、表面の保険税率に記載されている金額

※1…前年の総所得金額等が 2,400 万円以上の場合はこの限りではありません。

4 低所得者軽減

総所得金額等が以下の金額を超えない世帯の場合、次のとおり均等割額を減額します。ただし、65 歳以上の公的年金等の受給者については課税対象となる公的年金に係る所得から 15 万円を控除して軽減の判定をします。

軽減割合	軽減判定所得（前年の世帯総所得金額等）
7 割	基礎控除額 万円+（10 万円×（給与所得者等（※1）の数－1））
5 割	基礎控除額 万円+（ 万円（※3）×被保険者数（※2）） +（10 万円×（給与所得者等（※1）の数－1））
2 割	基礎控除額 万円+（ 万円（※3）×被保険者数（※2）） +（10 万円×（給与所得者等（※1）の数－1））

ただし、令和 2 年度以前については、次のとおりとなります。

軽減割合	軽減判定所得（前年の世帯総所得金額等）
7 割	基礎控除額 万円
5 割	基礎控除額 万円+（ 万円（※4）× 被保険者数（※2））
2 割	基礎控除額 万円+（ 万円（※4）× 被保険者数（※2））

※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者

※2 特定同一世帯所属者を含む。

※3 の金額については次のとおり読み替えてください。

年度は 5 割 万円、2 割 万円

年度は 5 割 万円、2 割 万円

年度は 5 割 万円、2 割 万円

年度は 5 割 万円、2 割 万円

※4 の金額については次のとおり読み替えてください。

年度は 5 割 万円、2 割 万円

5 公的年金からの特別徴収(年金天引き)について

下記の①～③までの要件のすべてに該当する 65 歳以上の世帯主（擬制世帯主を除く）の方を対象に、国民健康保険税が特別徴収（年金天引き）になります。ただし、75 歳になる年度については、特別徴収（年金天引き）できません。

① 世帯内の国民健康保険加入者が全て 65 歳～74 歳の世帯の世帯主（擬制世帯主を除く。）

② ①の世帯主が年額 18 万円以上の年金受給者

③ ①の世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合算額が、年金受給額の 1/2 以下（老齢基礎年金等いずれか 1 つの年金額）

※申し出いただくと、特別徴収（年金天引き）から口座振替に変更することができます。

6 審査請求

この通知書に記載された事項について、不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算し 3 か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(表)

国民健康保険税 特別徴収額更正通知

年 月 日

埼玉県戸田市長

通知書番号	
被保険者番号	
納税義務者名	
生年月日	
性別	

国民健康保険税特別徴収額を次のとおり更正しましたので通知します。

変更前	算出内訳	医療分		後期分		介護分		子育て分	
		軽減判定総所得		(医療分参照)		(医療分参照)		(医療分参照)	
変更後	算出内訳	所得割基礎額		(医療分参照)		(医療分参照)		(医療分参照)	
		税率	%	%		%		%	
		A 所得割額							
		B 均等割基礎額							
		均等割額							
		X = A + B							
		軽減額		(医療分参照)					
		区分							
		C 均等割額							
		D 限度超過額							
		Y = X - C - D							
		算出額							
		E 減免額							
		F 月割増減額							
		G 離職賦課減額等							
変更後	算出内訳	Z = Y - E + F							
		賦課額							
		軽減判定総所得		(医療分参照)		(医療分参照)		(医療分参照)	
		所得割基礎額		(医療分参照)		(医療分参照)		(医療分参照)	
		税率	%	%		%		%	
		A 所得割額							
		B 均等割基礎額							
		均等割額							
		X = A + B							
		軽減額		(医療分参照)					
		区分							
		C 均等割額							
		D 限度超過額							
		Y = X - C - D							
		算出額							
		E 減免額							
		F 月割増減額							
		G 離職賦課減額等							
		Z = Y - E + F							
		賦課額							
変更後	変更理由								

区分の右側に「＊」が表示されている場合、記載されている軽減割合と、異なる軽減期間が存在します。

総合計税額	円
-------	---

個人明細書	氏名	所得割基礎額	区分	所得割額 X	均等割額 Y	小計 X+Y
			医療分			
			後期分			
			介護分			
			子育て分			
			医療分			
			後期分			
			介護分			
			子育て分			
			医療分			
			後期分			
			介護分			
			子育て分			
			医療分			
			後期分			
			介護分			
			子育て分			
			医療分			
			後期分			
			介護分			
			子育て分			
			医療分			
			後期分			
			介護分			
			子育て分			

※合計税額は総合計税額と端数処理の関係で一致しない場合があります。

被保険者別課税月一覧		医療分・後期分・子育て分												介護分											
		年												年											
	被保険者氏名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

※*印が示されている月が課税対象となります。R印が示されている月は賦課の離職軽減対象となります。
F印が示されている月は応益割応能割の減免対象となります。f印が示されている月は応能割の減免対象となります。

普通徴収期割額	期別	変更前	変更後	納付済額	差引納付額	特別徴収額	月別	変更前	変更後
	1期						4月		
	2期						6月		
	3期						8月		
	4期						10月		
	5期						12月		
	6期						2月		
	7期					特別徴収義務者			
	8期								
	随時1期								

保険税率	区分	医療分	後期分	介護分	子育て分
	所得割	%	%	%	%
	均等割				()
		円	円	円	円
課税限度額		円	円	円	円

※カッコ内は18歳以上均等割額

【お問い合わせ先】

【不服の申し立て】裏面に不服の申し立てについての記載があります。ご確認ください。

国民健康保険税について

1 課税根拠・納税義務者

国民健康保険税は、地方税法及び戸田市国民健康保険税条例の定めるところにより、国民健康保険の被保険者である世帯主及び国民健康保険の被保険者でない世帯主であっても、その世帯内に国民健康保険の被保険者がいる場合は、その世帯主（擬制世帯主）が納税義務者として、課税されます。

2 賦課期日

当該年 4 月 1 日（賦課期日後において納税義務が発生又は消滅した時は月割によって課税されます。）

3 算定方法

国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援金等分、介護分及び子ども・子育て支援金分の合計額により算定されます。

○ 医療分・後期高齢者支援金等分

① 所得割額

前年中の総所得金額等から、地方税法第 314 条の 2 第 2 項（基礎控除額 43 万円※1）を控除した後の金額に表面の保険税率に記載されている割合を乗じた金額

② 均等割額

被保険者 1 人あたり、表面の保険税率に記載されている金額

○ 介護分（40 歳～64 歳の方のみ）

① 所得割額

前年中の総所得金額等から、地方税法第 314 条の 2 第 2 項（基礎控除額 43 万円※1）を控除した後の金額に表面の保険税率に記載されている割合を乗じた金額

② 均等割額

被保険者 1 人あたり、表面の保険税率に記載されている金額

※年度の途中で 40 歳になる場合は、年税額を月割したものが後から追加になります。

○ 子ども・子育て支援金分

① 所得割額

前年中の総所得金額等から、地方税法第 314 条の 1 第 1 項（基礎控除額 43 万円※1）を控除した後の金額に表面の保険税率に記載されている割合を乗じた金額

② 均等割額

18 歳以上の被保険者 1 人あたり、表面の保険税率に記載されている金額

※1…前年の総所得金額等が 2,400 万円以上の場合はこの限りではありません。

4 低所得者軽減

総所得金額等が以下の金額を超えない世帯の場合、次のとおり均等割額を減額します。ただし、65 歳以上の公的年金等の受給者については課税対象となる公的年金に係る所得から 15 万円を控除して軽減の判定をします。

軽減割合	軽減判定所得（前年の世帯総所得金額等）
7 割	基礎控除額 万円+（10 万円×（給与所得者等（※1）の数－1））
5 割	基礎控除額 万円+（ 万円（※3）×被保険者数（※2）） +（10 万円×（給与所得者等（※1）の数－1））
2 割	基礎控除額 万円+（ 万円（※3）×被保険者数（※2）） +（10 万円×（給与所得者等（※1）の数－1））

ただし、令和 2 年度以前については、次のとおりとなります。

軽減割合	軽減判定所得（前年の世帯総所得金額等）
7 割	基礎控除額 万円
5 割	基礎控除額 万円+（ 万円（※4）× 被保険者数（※2））
2 割	基礎控除額 万円+（ 万円（※4）× 被保険者数（※2））

※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者

※2 特定同一世帯所属者を含む。

※3 の金額については次のとおり読み替えてください。

年度は 5 割 万円、2 割 万円

年度は 5 割 万円、2 割 万円

年度は 5 割 万円、2 割 万円

年度は 5 割 万円、2 割 万円

※4 の金額については次のとおり読み替えてください。

年度は 5 割 万円、2 割 万円

5 公的年金からの特別徴収(年金天引き)について

下記の①～③までの要件のすべてに該当する 65 歳以上の世帯主（擬制世帯主を除く）の方を対象に、国民健康保険税が特別徴収（年金天引き）になります。ただし、75 歳になる年度については、特別徴収（年金天引き）できません。

① 世帯内の国民健康保険加入者が全て 65 歳～74 歳の世帯の世帯主（擬制世帯主を除く。）

② ①の世帯主が年額 18 万円以上の年金受給者

③ ①の世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合算額が、年金受給額の 1/2 以下（老齢基礎年金等いずれか 1 つの年金額）

※申し出いただくと、特別徴収（年金天引き）から口座振替に変更することができます。

6 審査請求

この通知書に記載された事項について、不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算し 3 か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。